

情報セキュリティポリシー

第1章 基本方針

第1条（目標・目的）

カイカ証券株式会社（以下、「当社」という。）は、情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム（以下、「情報資産」という。）を当社における重要な資産と位置づけ、これを保護管理しなければならないものとする。

2 当社は、金融商品取引業者として、顧客が安心して資産を預け、取引が行える環境を提供し、社会的信頼を確保する責任を負っている。

その信頼を確保し、当社の情報資産を保護する「情報セキュリティマネジメント」を実施するため、情報セキュリティポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を策定する。

第2条（適用範囲）

本ポリシーの適用範囲は、当社の情報資産に関連する人的・物理的・環境的なリソースを含むものとする。

第3条（適用対象者）

本ポリシーの適用対象者は、当社の役員及び従業員とする。また、業務委託契約及び出向命令等により、当社の情報資産を扱う外部委託者及び関連会社の役員及び従業員も、その業務の範囲に限り対象者となるものとする。

第4条（情報セキュリティマネジメント）

当社は、情報資産を保護するために情報セキュリティマネジメントを以下のとおり定め、実施するものとする。

- ・情報セキュリティポリシー策定
- ・情報セキュリティに関するリスクの洗い出し、分析
- ・情報セキュリティ対策の実施
- ・情報セキュリティインシデントへの対応と再発防止策の構築
- ・役職員への情報セキュリティ教育、啓蒙
- ・情報セキュリティ監査、評価
- ・情報セキュリティ対策の是正
- ・情報セキュリティに関する規程の改廃

第5条（体制及び構成と役割）

当社は、システムリスク管理委員会において、当社の情報セキュリティマネジメントを遂行する。当社の情報セキュリティ責任者は、代表取締役とする。

第6条（情報セキュリティ監査）

当社は、情報セキュリティ管理態勢が適切に運用されていることを確認するために、定期的にはまたは必要に応じて監査を行う。

2 内部監査室は、監査の対象、目的についてあらかじめ定めるものとする。

第7条（違反発見時の対応）

本ポリシー違反者の処罰については、就業規則に定める懲戒条項に従い厳正に対処するものとする。

第8条（外部委託先の管理）

外部委託先における情報資産の安全管理に関する方針については、「外部委託管理規程」に従うものとする。

第9条（情報セキュリティ侵害時の対応）

情報セキュリティが侵害された時の対応については、別途定めるものとする。

第10条（規程の策定・改訂及び廃止）

本ポリシーは、システムリスク管理委員会が策定・改訂し、取締役会の承認により効力を生じるものとする。本ポリシーの廃止についても同様とする。

第2章 対策基準

第11条（情報セキュリティ対策基準）

当社の情報セキュリティに関する対策基準は、別途定めるものとする。

第3章 実施内容

第12条（情報セキュリティ実施手順・内容）

当社の情報セキュリティに関する対策を実施するための手順・内容については、別途定めるものとする。



第 13 条（記録・保管）

当社は、情報セキュリティ対策の遵守、運用状況を記録し、保管するものとする。

附則

本規程は、2021 年 4 月 22 日より施行する。

本規程は、2021 年 7 月 8 日に改訂された。

本規程は、2021 年 11 月 1 日に改訂された。